（乙の６）

|  |
| --- |
| （土地の形状の変更）１　河川の名称２　行為の目的３　行為の場所及び行為に係る土地の面積４　行為の内容５　行為の方法６　行為の期間 |

備考

１　「行為の内容」については、掘さく、盛土、切土その他の行為の種類及び掘さ

　　く又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。

２　「行為の方法」については、次のとおりとすること。

（１）機械を使用して土地の形状を変更する場合にあっては、その機械の種類、能

　　力及び数を記載すること。

（２）行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。

３　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても

　記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

条例第8条第6号の許可の申請書に添付すべき図書

(1)　土地の形状を変更する行為に係る事業の計画の概要を記載した図書

(2)　縮尺5万分の1の位置図

(3)　土地の形状を変更する行為に係る土地の実測平面図

(4)　土地の形状を変更する行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤面を記載したもの

(5)　土地の形状を変更する行為が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

(6)　普通河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土地の形状を変更する場合にあっては、当該土地の形状を変更する行為を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

(7)　土地の形状を変更する行為に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

(8)　その他参考となるべき事項を記載した図書及び現況写真